ii　平成22年度以降に元請として、2⑴3）②ウのａ・ｂに示す電気工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

c　管工事

i　建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。

ii　平成22年度以降に元請として、2⑴3）②ウのａ・ｂに示す管工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

③　工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。)は、以下の要件を満たすこと。

ア　2⑴3）①アに同じ。

イ　2⑴3）①イに同じ。

ウ　2⑴3）①ウに同じ。

エ　2⑴3）①エに同じ。

オ　平成22年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の工事監理の実績を有する管理技術者（※１）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野）を配置できること（※３)。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

※１、※２、※３に関する規定等は、2⑴3）①オに同じとする。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

校舎、研究施設、病院、庁舎

ｂ　建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階・地下１階建以上かつ延べ面積3,500㎡以上(主任担当技術者にあっては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務))

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理の実績が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学において令和７年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。

イ　平成22年度以降に元請として、下記ａに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

ａ　建物規模　延べ面積3,500㎡以上

⑤　運営に当たる者及び民間付帯施設（任意）事業に当たる者の資格等要件は問わない。

※上記１）から３）の各要件を総称して「競争参加資格」という。以下同じとする。

４）競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、2⑴3）①ア、②ア、③ア及び④アに示す一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の日時において2⑴3）①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の日時において2⑴3）①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていなければならない。

５）入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

①　競争参加資格の確認後は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併､分社､倒産等）が生じ、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（入札参加グループの構成員及び協力会社の削除又は追加並びに予定業務の変更等）しようとする者にあっては、本学と事前協議を行い、本学の承諾を得るとともに、変更後において前記１）から３）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を本学に提出すること。

②　競争参加資格の確認の特例

ア　競争参加資格があると確認された入札参加者のうち、入札書の開札が終了するまでの期間において前記２）③に示す競争参加資格（指名停止等、取引停止等に関する規定）を満たさない入札参加グループの構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。)を含む入札参加者は、提案書の提出期限の日までであれば、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ　上記アの取り下げを行った入札参加者（欠格構成員等を除く入札参加企業又は入札参加グループ）は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる入札参加グループの構成員及び協力会社を補充した上で、入札参加者としての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ　上記イに係わらず、上記アの取り下げを行った入札参加者（欠格構成員等を除く入札参加企業又は入札参加グループ）は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる入札参加グループの構成員及び協力会社を補充せず、入札参加者としての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

エ　上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒182―8585 東京都調布市調布ケ丘１―５―１　国立大学法人電気通信大学総務部施設課施設企画係　電話042―443―5052

メール：uec-shisetsu@office.uec.ac.jp

⑵　入札説明書等の交付期間及び方法　令和７年８月１日から令和７年11月28日まで、大学のホームページ［http://shisetsu.office.uec.ac.jp/pfi/kyousoushinkatou.htm］にて交付する。

⑶　入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法（ただし、事業者提案による運営業務（任意）に当たる者、民間付帯施設(任意)事業に当たる者を除く。）

令和７年９月４日及び同月５日午前９時00分から午前12時00分まで、午後１時00分から午後５時00分まで並びに同月８日午前９時00分から午前12時00分まで、3⑴まで、持参又は郵送にて提出すること。郵送する場合は、書留等の配達記録が残る方法に限るものとし、令和７年９月８日午前12時00分までに必着のこと。

⑷　入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法（ただし、事業者提案による運営業務（任意）に当たる者、民間付帯施設(任意)事業に当たる者に限る。）

令和７年10月16日及び同月17日午前９時00分から午前12時00分まで、午後１時00分から午後５時00分まで並びに同月20日午前９時00